

◎給食センター用地について

1 各部局への照会

(1) 照会期間

平成 29 年 7 月 24 日～8 月 4 日

(2) 照会条件

ア 市有地

未利用地で土地面積が 7,000 m²以上

イ 市有地以外

未利用と思われる土地で、用途地域が工業専用地域、工業地域、準工業地域にあり、土地面積が 7,000 m²以上

(3) 照会結果（資料 2「照会結果一覧」参照）

ア 市有地 5 件（上下水道局有地含む）

イ 市有地以外 13 件（うち国有地 4 件、民有地 9 件）

※イの条件にあてはまらない用地についても一部検討した。

2 候補地の絞り込み

中学校完全給食推進本部での意見や関係部局との協議内容を踏まえ、候補地の絞り込みを行った。

(1) 他の利用計画等

給食センター以外で、既に利用計画等があり、給食センターの建設が当該計画の進行を妨げる場合は、原則として、当該利用計画等を優先した。（計画の見直しに時間を要するため、給食開始時期が遅れるリスクが高まる。）

■他の利用計画等あり・・・6カ所（18カ所⇒12カ所）

(2) 配送所要時間

給食提供については、学校給食衛生管理基準で、調理後 2 時間以内に喫食できるよう努めるとされており、給食センターから学校までの所要時間が長い学校がある（多い）場合は、配送が遅れるリスクが高まる。

昨年度の調査において配送時間は 30 分以内を目安にしていたことを踏まえ、30 分を超える（31 分～40 分）学校がある場合を△とし、41 分を超える学校がある場合または 30 分を超える学校が 5 校以上ある場合は×として評価した。

■配送所要時間を「×」と判定・・・10カ所（12カ所⇒2カ所）

（1）・（2）の検討の結果、旧平作小学校（市有地）と大矢部弾庫跡地（国有地）の2カ所について、次の観点から検討を行った。

（3）開始時期への影響

土地の造成に年数がかかる、市有地以外の土地取得で時間がかかると思われる場合は、給食開始時期が遅れるリスクが高まる。

（1）・（2）の検討で絞られた2カ所（旧平作小学校と大矢部弾庫跡地）について開始時期への影響を検討した。

大矢部弾庫跡地は、敷地面積が広大であるため、給食センター以外の整備計画を作成した上で国と交渉する必要があること、旧軍港市国有財産処理審議会の手続きを経なくてはならないことなどから、取得までに時間を要する見込みである。

（4）立地環境

旧平作小学校は、幹線道路（久里浜田浦線）に面しているため、車両通行に関して近隣への影響が比較的少ない。また、前面道路に上水道、下水道、電気、中圧ガス導管などのインフラが敷設されている。

大矢部弾庫跡地は、幹線道路に直接面していないため、幹線道路へ至る道路に面する地域に対して影響が生じる。またインフラに関しては、上水道、下水道、電気は整備されているが、中圧ガス導管が敷地まで敷設されておらず、引き込むには200～400mの延長が必要となる。

（1）・（2）に加えて、（3）・（4）の観点から検討した結果、教育委員会事務局としては、市有地である旧平作小学校を給食センター用地の候補場所としたい。

3 旧平作小学校を給食センター用地の候補場所とした場合の課題

（1）建築基準法第48条ただし書の許可

旧平作小学校に給食センターを建設するためには、建築基準法第48条ただし書の許可を得る必要がある。利害関係人への公聴会を行った上で、建築審査会の同意が必要となる。また、特定行政庁の許可にあたっては、良好な住居の環境を害するおそれがないと認められること、または公益上やむを得ないと認められることが必要となる。

(2) 避難場所などの検討

旧平作小学校は、広域避難地、震災時避難所、風水害時避難所として指定されているため、既存施設解体後の避難場所などについて検討する必要がある。

4 今後のスケジュール（案）

| 日付 | 会議名 | 内容 |
|---------|-----------------------|----------------------------|
| 9月15日 | 教育委員会定例会 | 教育委員会としての給食センター用地（案）を決定 |
| 9月29日 | 中学校完全給食実施等 検討特別委員会 | 教育委員会としての給食センター用地（案）について報告 |
| 10月（未定） | 企画調整会議 | 市として給食センター用地を決定 |